

岡山県議会会議規則の一部を改正する規則

岡山県議会会議規則（昭和五十一年岡山県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「出産」の下に「、育児、介護」を加え、「事故」を「やむを得ない事由」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後八週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

標準都道府県議会会議規則の一部改正に鑑み、女性を含めた多様な層の住民がより議会に参画しやすくなるための環境整備等を図るため、育児、介護を欠席事由として取り扱うことに関し必要な事項を定める等所要の改正を行う必要がある。